

②仕様書

市有施設（消防本部庁舎）への太陽光発電設備等導入事業（P P A 方式） 仕様書

1 件名

市有施設（消防本部庁舎）への太陽光発電設備等導入事業（P P A 方式）

2 目的

玉野市（以下、「市」という。）は、玉野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 6 年 3 月策定）において、市の事務及び事業により排出される温室効果ガスを「2030 年度に 2013 年度比で 60%削減」とする目標を掲げ、目標の達成に向けて太陽光発電設備の最大限の導入を目指している。

本事業は、市有施設への太陽光発電設備導入のモデルケースとして、市消防本部庁舎に PPA 方式を活用した太陽光発電設備等を導入することで、再生可能エネルギー由来電力を最大限自家消費し、市有施設の平常時の温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、停電を伴う非常時においても施設利用が一定程度可能となるようレジリエンスを強化することを目的とする。

3 事業内容

（1）事業概要

ア 事業者は、対象施設（別紙 1 の施設をいう。以下同じ。）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行うこと。

イ 事業者は、アの結果、設備（太陽光発電設備、蓄電池設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）の設置が可能な対象施設について、市から設置場所の提供を受け、設備を設置すること。

ウ 対象施設において、設備の設置提案を募集する場所（以下、「設備設置提案場所」という。）は、別図（設備設置提案場所）で示すとおりとする。

エ 事業者は、設備の設置時に既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復すること（植栽の伐採、土地、建物等の現状変更については市と協議し、承認を受けるものとする）。

オ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。

カ 事業者は、設備で発電した電力を、当該設備を設置した対象施設に供給すること。

キ 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。

ク 事業者は、3（2）イの運転期間終了後や事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止する場合は、速やかに事業者の負担により設備を撤去し、原状回復させること。なお、撤去により防水槽等の既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

ケ 設備の撤去の際に、事前に市から譲渡の希望があった際は、事業者は市と協議の上で設備を市へ譲渡できるものとする。

コ 事業者は、国、県等の補助金の活用に努めるものとし、申請等の業務を行うこと。

②仕様書

(2) 事業期間等

- ア 契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。
- イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。なお、国、県等の補助金を活用する場合は、当該補助金の規定に従った設置時期及び運転開始日とすること。
- ウ 設備については原則、令和7年度中に設置作業を終えるものとする。
- エ 電力供給開始時期については、令和8年3月を想定するが、対象施設ごとに市と協議のうえ、決定する。

(3) 契約単価

- ア 契約単価は電気料金単価のみとし、基本料金単価の設定は行わないものとする。契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。
- イ 市は、設備が導入された候補施設（以下、「設備導入施設」という。）に、設備から供給された電力の使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。電力量計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる契約単価は使用できないものとする。
- オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- カ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とし、積算根拠と共に示すこと。
- キ 貨幣価値の変動や維持管理に係る経費の変動等により、電気料金単価が明らかに不相当となった場合には、市と事業者と協議することとする

4 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、対象施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議したうえで行うものとする。

(2) 設備容量検討

- ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。
- イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、蓄電池を併用することで最大限自家消費できるように努める。蓄電池の設置は必須であり、設置に当たっては、上限単価を考慮した上で、候補施設に適切な容量とすること。（蓄電池は活用を想定する国及び県の補助金を申請する上で必須の設備である。）
- ウ 停電時に設備により発電した電力を使用できよう、非常用コンセント盤等を設けること。

(3) 構造調査

事業者は、設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、市から構造計算書等の必要な施設情報等の資料を収集し、その資料や(1)の現地調査結果等を踏まえ、長期荷

②仕様書

重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の構造安全性に問題ないことの確認を行い（当該確認作業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士（以下、単に「一級建築士」という。）が行うこと）、書面により市に報告する。また、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

（４）各種関係手続

- ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。
- イ 設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。当該書類は一級建築士により確認されたことを証するものとする。
- ウ 市が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した対象施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を市に申請すること。
なお、対象施設における設備設置に伴う行政財産使用料は全額免除とする。
ただし、ガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、事業者の負担とする。
- エ 事業者の使用許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。
- オ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行うものとする。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制等、各種法令に適合するよう十分留意すること。
- カ 事業者は、国、県の補助金を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- キ 事業者は、対象施設において、市が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下、「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、市が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握し、市に報告するものとする。また、設備の設置、運転に関して市と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。

（５）その他留意事項

- ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- イ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- ウ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に下記（a）～（i）を遵守すること。
 - （a） 地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - （b） 関係法令及び条例の規定に従い、設計・施工を行うこと。

②仕様書

- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (e) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (f) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (g) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (h) 設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- (i) 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。なお、撤去時点でより適当なガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。

エ 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第 47 号）第 4 条第 2 項の規定を遵守すること。

オ 当該事業により設置した設備から発電した電力について、施設管理者が消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減の環境価値については、市に帰属するものとする。

カ 本事業により、施設に導入する設備で発電して消費する電力量を、当該設備で発電する電力量の 50%以上とすること。なお、発電した電力は設置した施設での消費を原則とする。

キ 公租公課について、設備は償却資産として課税対象になるため、事業者はその固定資産税を納付すること。

5 設備の設置

事業者は、上記 4 の設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 建物屋上等への設備の設置にあたっては、候補施設の防水機能への影響が最小限になるよう施工すること。

②仕様書

(2) 蓄電池設備

- ア 蓄電システムは JIS C4412 に準拠すること。
- イ 蓄電池は JIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。
- ウ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

(3) その他の事項

- ア 事業者は、使用許可を受けた場所を本業務以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備導入施設から設備を速やかに撤去し、原状回復させること。また、撤去により防水層等の既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 設備の設置時に防水層等の既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- エ 運転期間終了後や事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の負担により設備を撤去する。撤去により防水層等の既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- オ 事業者は、設備導入施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議のうえで決定する。

6 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、市と協議のうえで決定すること。

【仕様書】

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (FIT 法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置工事の条件は以下のとおりとする。

- ア 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び設備導入施設の管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- イ 事業者は対象施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面 (PDF 形式データ)、工程表等を市に提出し、協議した上で、使用許可の申請と併せて、現状変更の承認申請を行い、承認を受けること。

②仕様書

- ウ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、事業者は別途提出すること。
- エ 施工にあたり、設備導入施設の利用や安全に支障が起きないように、市と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- オ 事業者は、設置した太陽光発電設備による効果や PPA 方式による設置について、必要に応じて、設備導入施設の来庁者への周知啓発を目的とした掲示を行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示設置場所等については、市と協議の上、決定すること。
- カ 市の既存構造物等の保守点検や設備導入施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- キ 市の既存構造物の改修を伴わない計画を優先し、市の既存構造物の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とすること。
- ク 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等に支障が生じないようにすること。
- ケ 工事期間も含む事業期間の全てにおいて、事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じること。ただし、設備の設置状況、設置場所の状況により、関係者以外が立ち入るおそれがない箇所についてはこの限りではない。
- コ 既設のコンクリート床、壁などに穴あけが必要な場合は、穴あけの位置や大きさ、方法を事前に市と協議して決定するとともに、穴あけした箇所は、浸水防止のため、適切に防水措置を講じること。特に、穴あけ作業前には鉄筋等の探査を行うなどして、既設の鉄筋等を切断しないようにすること。また、耐震壁への穴あけ等により、耐震性を低下させないような方法とすること。
- サ 設備に係る配線ルートについては、事業者が現地調査や図面等から設備導入施設の保安や管理、意匠上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備には、他の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- シ 設備の設置に際しては、設備導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電通知ビラ等）を作成し、市と事前協議のうえ、設備導入施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- ス 工事期間中の安全対策の実施、設備導入施設の管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- セ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、市に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出すること。

7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うこと。条件については以下のとおりとする。

②仕様書

- ア 事業者は、市及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡のうえ、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、法令等に基づき、定期的に点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- イ 設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。
- ウ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とすること。
- エ 事業期間中に設備導入施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者負担により速やかに修復すること。なお、原因が事業者に起因するものでない場合は、この限りではない。
- オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- カ 設備導入施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、この設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、市の負担とする。なお、移設期間中の市への売電による事業者の収益に関して、市による補償は行わない代わりに、運転期間の終了期日を、移設に伴う設備の運転停止期間分の日数だけ延長する。
- キ 事業者は、事業期間中に設備導入施設の移譲や売却、廃止などを行う必要性が生じた場合、また、使用方法の変更等により使用電力量が想定よりも大きく減少する場合、市と単価の変更や他市有施設への託送等について、協議する。
- ク 事業者は、設備導入施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- ケ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

8 責任分担の基本事項

上記1～7を含め、事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については別紙2及び次のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ア 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険（若しくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- イ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

②仕様書

9 その他

- ア 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業期間終了までに全貸与資料を返納しなければならない。なお、事業期間中に市から返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。
- イ 事業者は事業の進行に合わせ、市と適宜協議を行い、その議事録を作成し、相互に確認したものを市に提出すること。
- ウ 事業者は、事業実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- エ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施すること。
- オ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、著しい社会変化により本仕様書に定めのある事項に影響が生じる場合、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定すること。

10 事業の適正な実施に関する事項

(1) 事業の一括再委託の禁止

事業者は、事業者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 権利義務の譲渡等の禁止

事業者は、事前に書面による市の承諾を得た場合を除き、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継しないこと。

(3) 秘密保持

- ア 事業者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。事業期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- イ 本事業を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、情報についての事故が発生した場合には、速やかに市に報告し、必要な措置を取らなければならない。
- ウ 上記に掲げる事項に関する定めに違反した場合、市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求を行うことができるものとする。

11 事業の継続が困難となった場合の措置

市と事業者との事業期間中において、事業者による事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合

事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合には、市は契約

②仕様書

の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく当事業を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業の継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、事業期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期事業者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

②仕様書

別紙 1 事業実施対象施設

施設名	玉野市消防本部庁舎
竣工年	令和 3 年 4 月
施設所在地	岡山県玉野市田井 2 丁目 4502 番地
契約種別	高圧
契約電力	3 4 k w (令和 7 年 1 月時点)
年間の使用電力実績 (R 5 年度)	別紙「電気使用量シミュレーション」参照
太陽光発電設備 設置提案募集範囲	下記「設置提案場所」参照
その他	設備設置提案場所について、日当たりは考慮していない。 設備の設置に当たっては、範囲内で適正に配置すること。 庁舎には非常用電源として発電機が設置されています。

○設備設置提案場所（玉野市消防本部庁舎）



設備設置提案場所
範囲

太陽光発電設備

②仕様書

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要項や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
建設段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
支払関連	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	市有施設損傷	設備に係る事故・火災による市有施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市有施設への障害		○
		市有施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		提案書類との不適合		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○